

※区役所・支所
提出

年 月 日

児童扶養手当 減額改定 届 資格喪失

(宛先)
京 都 市 長

年 月 日

氏名

下記のとおり届け出ます。

証 書
番 号

第

号

(ふりがな)

受給資格者
氏 名

〔減額改定〕

対象児童でなくなった児童の氏名、生年月日

該当番号

対象児童でなくなった理由

非該当年月日

(年 月 日生)

(年 月 日生)

(年 月 日生)

(年 月 日生)

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

〔資格喪失〕

該当番号

受給資格がなくなった理由

喪失年月日

年 月 日

区役所・支所
確 認 欄(年月日は異動日
を記入)

1. 住民基本台帳 (年 月 日)

2. 戸 籍 (年 月 日)

3. 申 立 書 (年 月 日)

4. そ の 他 (年 月 日)

()

○ 資格喪失される方で支払金融機関を変更される場合（未支払分があるとき）は、支払金融機関変更届を添付してください。

○ 対象児童でなくなった理由、受給資格がなくなった理由については、裏面を参照のうえ、該当番号を記入してください。

注 意

(減額改定届)(資格喪失届)

1 この届を提出する理由は次のとおりです。

- ① 受給資格者が日本国内に住所を有しなくなった。
- ② 児童が手当を受けている母に監護されなくなった。
- ③ 児童が手当を受けている父に監護されなくなり、又はこれと生計を同じくしなくなった。
- ④ 対象児童が養育者に養育されなくなった。
- ⑤ 対象児童が児童福祉施設等に入所した。
- ⑥ 対象児童が日本国内に住所を有しなくなった。
- ⑦ 対象児童が死亡した。
- ⑧ 対象児童が障害の状態に該当しなくなった。
- ⑨ 対象児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。
- ⑩ 対象児童が20歳に達した。
- ⑪ 対象児童が父又は母と生計を同じくするようになった。
- ⑫ 対象児童が父又は母の配偶者に養育されるようになった。
- ⑬ 対象児童が父又は母の事実上の配偶者に養育されるようになった。
- ⑭ 対象児童が児童福祉法に規定する里親に委託された。
- ⑮ 次のイからチまでのどれにも該当しなくなった。

イ 父母が婚姻を解消した児童（事実婚の解消を含む）

ロ 父又は母が死亡した児童

ハ 父又は母が政令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童

ニ 父又は母の生死が明らかでない児童

ホ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

ヘ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童

ト 母が婚姻によらないで懐胎した児童

チ 母が婚姻によらないで懐胎したかどうか明らかでない児童

- ⑯ 手当の受給を辞退するため。

※ 手当の受給を改めて希望される場合は、認定請求書を再度提出いただく必要があります。

2 この届についてわからないことがありましたら、区役所・支所の職員によく聞いてください。